

2026年6月19日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目4番2号

**丸紅株式会社**

代表執行役  
社 長 大本 晶之

## 第102回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、本日開催の当社第102回定時株主総会において、目的事項について下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
- 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
  - 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり変更することにつき、承認可決されました。変更内容につきましては、以下に記載のとおりであります。

変更前・変更後定款対照表

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条 (省略)	第1条 (現行の通り)

変更前	変更後
<p>第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1.～ 20. (省略) 21.労働者派遣事業 22.～ 30. (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.取締役会</li> <li>2.監査役</li> <li>3.監査役会</li> <li>4.会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (省略)</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1.～ 20. (現行の通り) 21.労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 22.～ 30. (現行の通り)</p> <p>第3条 (現行の通り)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.取締役会</li> <li>2.指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</li> <li>3.執行役</li> <li>4.会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (現行の通り)</p>
<p><b>第2章 株式</b></p>	<p><b>第2章 株式</b></p>
<p>第6条～第8条 (省略)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3.当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (株式の取扱い) 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い並びに株主権の行使に関する取扱いについては、<u>取締役会で定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>第6条～第8条 (現行の通り)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。 3.当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (株式の取扱い) 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い並びに株主権の行使に関する取扱いについては、<u>法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則</u>による。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第11条～第12条（省略）</p> <p>第13条（議長） 株主総会の議長は、社長とする。 2.社長に事故があるときは、出席した<u>代表取締役</u>とする。 3.<u>代表取締役</u>に事故があるときは、出席した取締役とする。</p> <p>第14条～第16条（省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</b></p> <p>第17条～第18条（省略）</p> <p>第19条（代表取締役及び役付取締役） <u>取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を選定する。</u> 2.<u>取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役副会長を定めることができる。</u></p> <p>第20条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>第21条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案につき異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第11条～第12条（現行の通り）</p> <p>第13条（議長） 株主総会の議長は、<u>執行役社長</u>とする。 2.<u>執行役社長</u>に事故があるときは、出席した<u>代表執行役</u>とする。 3.<u>代表執行役</u>に事故があるときは、出席した<u>取締役又は執行役</u>とする。</p> <p>第14条～第16条（現行の通り）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第17条～第18条（現行の通り）</p> <p>第19条（役付取締役） (第1項 削除)  取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役副会長を定めることができる。</p> <p>第20条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>第21条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

変更前	変更後
<p>第22条（省略）</p> <p>第23条（執行役員）  <u>取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u>  <u>2.取締役会の決議をもって、執行役員の中から社長を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第24条（選任）  <u>監査役は、株主総会で選任する。</u>  <u>2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第25条（任期）  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u>  <u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第26条（常勤の監査役）  <u>監査役会の決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第27条（監査役会の招集通知）  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p>	<p>第22条（現行の通り）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</b></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

変更前	変更後
<p><u>第28条（監査役の責任免除）</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条（補欠監査役の選任決議の効力）</u> 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第23条（員数）</u> 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第24条（選定）</u> 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。 <u>2.各委員会の委員長は、取締役会において選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 執行役及び執行役員</b></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第25条（選任）</u> 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第26条（任期）</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時に満了する。 <u>2.増員又は補欠として選任された執行役の任期は、他の現任執行役の任期の満了する時までとする。</u></p>

変更前	変更後
(新設)	<p>第27条 (代表執行役及び役付執行役)  <u>取締役会の決議をもって、代表執行役を選定する。</u></p>
(新設)	<p>2.<u>取締役会の決議をもって、執行役の中から執行役社長、その他の役付執行役を定めることができる。</u></p>
(新設)	<p>第28条 (執行役の責任免除)  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新設)	<p>第29条 (執行役員)  <u>取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>
<p>2.<u>取締役会の決議をもって、執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。</u></p>	
<p><b>第6章 計算</b></p>	<p><b>第7章 計算</b></p>
<p>第30条～第35条 (省略)</p>	<p>第30条～第35条 (現行の通り)</p>
(新設)	<p><b>附則</b></p>
(新設)	<p>1.<u>2026年6月開催の第102回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第28条に定めるところによる。</u></p>
	<p>2.<u>2026年6月開催の第102回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第28条に定めるところによる。</u></p>

## 第2号議案 取締役15名選任の件

本件は、原案のとおり柿木真澄、大本晶之、及川健一郎、石塚茂樹、安藤久佳、南壮一郎、小島啓二、梶原ゆみ子及び岩村水樹の9氏が再選され重任し、新たに田島知浄、安藤孝夫、小田原加奈、宮崎裕子、深美泰男及びウリケ・シェーデの6氏が選任され、就任いたしました。

なお、石塚茂樹、安藤久佳、南壮一郎、小島啓二、梶原ゆみ子、岩村水樹、小田原加奈、宮崎裕子、深美泰男及びウリケ・シェーデの10氏は、社外取締役であります。

以 上

-----  
なお、本総会終了後開催の取締役会において、取締役会長及び三委員会の委員長・委員並びに執行役は下記のとおりとなりました。

### 1. 取締役会長

取締役会長に柿木真澄氏が選定され、就任いたしました。

### 2. 三委員会

指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の体制は下記のとおりとなりました。

## 記

委員会		氏名	役職
指名委員会	委員長	石塚 茂樹	社外取締役
	委員	小島 啓二	社外取締役
		ウリケ・シェーデ	社外取締役
		大本 晶之	取締役
監査委員会	委員長	小田原 加奈	社外取締役
	委員	宮崎 裕子	社外取締役
		岩村 水樹	社外取締役
		安藤 孝夫	取締役
報酬委員会	委員長	安藤 久佳	社外取締役
	委員	梶原 ゆみ子	社外取締役
		深美 泰男	社外取締役
		大本 晶之	取締役
		及川 健一郎	取締役

### 3. 執行役

下記のとおり執行役が選任され、就任いたしました。

#### 記

役職	氏名
代表執行役社長	大本 晶之
代表執行役副社長	及川 健一郎
代表執行役	田島 知浄

以 上

## 第102期期末配当金のお支払いについて

当社が定款の規定により2026年5月13日開催の取締役会で期末配当金を1株につき57円50銭とし、効力発生日（支払開始日）を2026年6月1日とすることを決議いたしましたことにつきましては、2026年5月29日付にてお送りしました「期末配当に関するお知らせ」と題する書面にてご案内しておりますが、当該期末配当金のお支払につきましては、当該書面にも記載のとおり、下記の取扱いとなっておりますので、改めてご確認願います。

### 記

銀行預金またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方は、上記書面に同封の「第102期期末配当金計算書」及び「お振込先について」の内容をご確認願います。

株式数比例配分方式をご指定の方は、上記書面に同封の「第102期期末配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」の内容をご確認願います。

上記以外の方は、上記書面に同封の「第102期期末配当金領収証」により2026年6月1日（月曜日）から2026年7月10日（金曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局で配当金をお受け取り願います。

以 上

## 株主総会インターネット配信等のお知らせ

### 1. 株主総会（録画）のインターネット配信

本日ご来場またはライブ配信をご視聴いただけなかった株主のみなさまにも本総会の一部の模様をご覧いただけるよう、下記のとおりインターネットにて録画を配信いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、株主様のプライバシーに配慮いたしまして、株主席の撮影はいたしておりません。

#### 記

**配信内容** 報告事項の終了までの部分

**配信開始予定日** 2026年6月22日（月曜日）

**接続先アドレス** <https://www.marubeni.com/jp/ir/stock/meeting/>

インターネット配信は、パソコン、スマートフォン及びタブレット端末において視聴が可能です。

（ご利用環境の詳細は当社ホームページのご案内をご覧ください。）

ご使用のパソコン等の環境（機種、性能等）やインターネット接続の回線状況により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 決算公告について

当社は、有価証券報告書を提出しているため、会社法第440条第4項の規定により、決算公告を行う義務を免除されております。当社の有価証券報告書は、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）及び当社ホームページに掲載されておりますので、下記のアドレスにてご覧いただけます。

#### 記

**E D I N E T 接続先アドレス** <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

**当社ホームページ 接続先アドレス** [https://www.marubeni.com/jp/ir/reports/security\\_reports/](https://www.marubeni.com/jp/ir/reports/security_reports/)

以 上